

政令第 号

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号、第四十三条第四項、第七十四条第二項各号、第四百四十一条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第四百四十一条の二から第四百四十一条の四まで並びに第四百四十二条第一項及び第二項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第十一項及び第六十条並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第二十五条」を「第二十四条の二」に改める。

第一条中「国の組合」の下に「、「私学共済制度の加入者」を、「国の組合」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第二条中「次に掲げる者」の下に「（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五号から第七号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第二条第五号中「勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、そのを超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同条に次の二号を加える。

六 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められてい

る一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

七 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。第四十二条第一項第十一号ロにおいて同じ。）について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

第二条に次の一項を加える。

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定
その他主務省令で定める規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者

三 地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の六第一項の規定その他主務省令で定める規定
により採用された者

第五條第二項第四号中「第二條第三号」を「第二條第一項第三号」に改め、同項第五号中「第二條第四号の二」を「第二條第一項第四号の二」に改め、同項第六号中「第二條第五号」を「第二條第一項第六号及び第七号」に改める。

第二十一條の四中「第三〇級」を「第三一級」に、「第三一級」を「第三二級」に改める。

第二十三條の三の三第九項中「（法第五十七條第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。

第二十三條の三の七第五項において同じ。）」を削る。

第三章第三節中第二十五條の前に次の一條を加える。

（長期給付の適用範囲の特例）

第二十四条の二 法第七十四条第二項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、第二条第一項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）又は同項第六号若しくは第七号に掲げる者とする。

2 法第七十四条第二項第二号に規定する臨時に使用される職員その他の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定その他主務省令で定める規定により臨時的に任用された者

第四十條の二の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同條第一項中「次條第一項」を「第三項並びに次條第一項」に改め、同條第二項中「をいう。」の下に「次項及び」を加え、同條に次の一項を加え

る。

3 組合役職員及び連合会役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」とする。

第四十一条の二の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条中「職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員」の下に「（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等の役職員」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」とする。

第四十二条中「次に掲げる者」の下に「（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定

めるものを除く。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第九号から第十一号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第四十二条第九号中「勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同条に次の二号を加える。

十 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

十一 前三号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二條の規定の例により算定した額

が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

第四十二条に次の二項を加える。

2 法第四百四十二条第一項に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法第六十条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

二 国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第七条第一項の規定により臨時的に任用された者であつて次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 二月以内の期間を定めて任用された者であつて総務大臣が定めるもの

ロ 国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるもの

三 国家公務員法第八十一条の四第一項の規定その他主務省令で定める規定により二月以内の期間を定めて採用された者であつて総務大臣が定めるもの

3 国の職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項第五号」とあるのは「第四十二条第一項第九号」と、「地方公務員」とあるのは「国家公務員」と、「同項第六号若しくは第七号に掲げる者」とあるのは「同項第十号若しくは第十一号に掲げる者」と、同条第二項第一号中「地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条第一項」と、同条第二号中「地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第七条第一項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項の」とする。

附則第六十六条中「第二条第五号に掲げる者」を「第二条第一項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要

しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）に、「同項」を「施行法第四十五条第三項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の項中「地方公務員共済組合」を「地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合」に、「定める額を」

を「定める額の総額を」に改め、同表改正後厚生年金保険法第五十四条第二項の項中「又は」を「又は」は地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける」に改める。

第四十九条第一項中「の組合員」の下に「（地方公務員等共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「改正後地共済令」という。）

第二条第一項第五号から第七号までに掲げる者であつて、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第三十九条第一項の規定によりこの政令の施行の日（以下この条及び附則第四条第二項において

「施行日」という。）において法第三条第一項に規定する組合（以下この条において「組合」という。）

の組合員の資格を取得したもの（地方公共団体（法第百四十二条第一項に規定する国の職員を使用する国

家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第七号に掲げる各省各庁を含む。次項において同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項及び次条において同じ。）に所属しているものに限る。）に係る法第六十三条第二項、第六十八条第五項、第六十九条第三項又は第百四十四条の二第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であつた間、当該組合の組合員であつたものとみなす。

2 施行日前に組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有する者（地方公共団体又は特定地方独立行政法人に所属している二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）については、改正後地共済令第二条第二項（当該者のうち総務大臣が定めるものにあつては、同項及び改正後地共済令第二十四条の二第二項）の規定は、施行日以降引き続き施行日において所属していた地方公共団体又は特定地方独立行政法人に所属している間は、適用しない。

第三条 当分の間、特定法人以外の特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（改正後地共済令第二条第一項第七号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、法第二条

第一項第一号及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定地方独立行政法人の職員をもって組織する組合（以下この条において「組合」という。）の組合員（以下この条において「組合員」という。）としない。

2 特定法人に該当しなくなった特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該特定地方独立行政法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に

限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

4 特定法人（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間勤務者を使用する特定地方独立行政法人を含む。）以外の特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者（組合員及び特定四分の三未満短時間勤務者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

5 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間勤務者についての法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、

「地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第 号）附則第三条第四項の申出が受理された日」とする。

6 第四項の申出をした特定地方独立行政法人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に当該特定地方独立行政法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該特定地方独立行政法人が特定法人に該当する場合、この限りでない。

一 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該特定地方独立行政法人に使用される組合員の四分の三以上の同意

7 前項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間勤務者（組合員の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、組合員の資格を喪失する。

8 この条において「特定法人」とは、特定地方独立行政法人であつて、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（七十歳未満の者のうち、法第二条第一項第一号に掲げる職員（前条第二項の規定により改正後地共済令第二条第二項の規定が適用されない者を含む。）であつて、特定四分の三未満短時間勤務者以外のものをいう。）の総数が常時百人を超えるものをいう。

第四条 附則第二条第一項の規定は、改正後地共済令第四十条の二第三項及び第四十一条の二第二項の規定により読み替えられた改正後地共済令第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者について準用する。

2 附則第二条第二項の規定は、法人等（法第三条第一項に規定する組合、法第四百十一条第二項に規定する連合会、法第四百十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第四百十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第四百十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法

人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の職員であつて、施行日前に組合（法第四百四十一条第一項及び第二項並びに第四百四十一条の二から第四百四十一条の四までの規定により職員とみなされる者をもつて組織する組合をいう。）の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有するもの（法人等に所属している二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）について準用する。この場合において、附則第二条第二項中「規定」とあるのは「規定に準ずるもの」として主務省令で定める規定」と、「所属していた地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「所属していた法人等（法第三条第一項に規定する組合、法第四百四十一条第二項に規定する連合会、法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。）」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法人等に使用される者について準用する。この場合において、同条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第八項中「前条第二項」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「第二条第二項の」とあるのは「第二

条第二項の規定に準ずるものとして主務省令で定める」と読み替えるものとする。

（児童手当法施行令の一部改正）

第五条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二条第一号、」を「第二条第一項第一号及び」に、「及び第五号に掲げる者」を「に掲げる者並びに同項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至った者で、そのを超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものに限る。）」に改める。

（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令等の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

一 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年

政令第二百五十六号）第四条第七項

二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第

三条第七項

三 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和

元年政令第三号）第四条第七項

四 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令

（令和四年政令第二百二十六号）第五条第七項

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法における職員及び長期給付に関する規定を適用しない者の範囲について必要な事項を定める等の必要があるからである。